

小型移動式クレーン・玉掛け技能講習コース

指定番号 0320022-12210062-2

クレーン・玉掛の教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の20%(上限10万円)となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込されません。

◆ 教育訓練給付制度の支給対象になるもの ◆

講習料およびテキスト代

支給対象合計額 81,850円 (20%相当は16,370円)

◆ 小型移動式クレーンを最初に受講された場合の料金 ◆

- ・ 小型移動式クレーン…受講料 51,150円 テキスト代 1,600円
- ・ 玉掛け…受講料 27,500円 テキスト代 1,600円

◆ 玉掛を最初に受講された場合の料金 ◆

- ・ 小型移動式クレーン…受講料 44,000円 テキスト代 1,600円
- ・ 玉掛け…34,650円 テキスト代 1,600円